

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年6月10日 開会

令和6年6月10日 閉会

令和6年6月10日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 18名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 近藤千鶴	3番 赤池勝
4番 齊藤学	5番 佐野守	6番 佐野均
7番 佐野強	8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆
10番 村松義正	11番 富永政則	12番 宮島孝子
13番 遠藤光浩	15番 荻真教	16番 後藤文隆
17番 佐野むつみ	18番 内堀忠雄	19番 杉山弘子

欠席委員

14番 旭一昭

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	2番 塩川金彦	3番 渡井清孝
4番 渡邊勝彦	5番 竹川篤志	6番 村松慎一
7番 土井一彦	8番 加藤文男	9番 藤浪庸一
10番 有賀文彦	11番 鈴木四郎	12番 篠原兼義
13番 牧澤邦彦		

欠席委員

事務局職員

(併) 事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	保坂伸次
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

事務局

皆様お疲れ様のところ、お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。

会議に入る前にですが、報告を2件させていただいただきます。

まず1件目ですが、去る6月3日に開催された「令和6年度富士宮市市政功労者表彰式」におかれまして、本農業委員会の齊藤会長が、長きにわたり農業委員会委員を務め、農業の発展に貢献されたことに敬意を表し自治功労者として表彰されてされましたことを御報告させていただきます。齊藤会長、誠にありがとうございます。

(拍手)

続きまして2件目ですが、去る5月29日、30日に、東京都の文京シビックホールにて開催された「令和6年度全国農業委員会会長大会」に、本農業委員会の宮島委員が出席されましたことを報告させていただきます。

宮島委員、お疲れさまでした。

12番 宮島孝子委員

会長の御都合がつかないということで、私が参加させていただきました。

新聞等で見られたと思いますので、全国から東京に集まりまして、農業委員の農業組織とかいろいろあったのですが、その後、本県選出の国会議員へ個別要請ということで陳情に行っていました。翌日は、厚木に行きまして、新規就農者等の支援と圃場の見学等を行ってまいりました。厚木市では都市農業支援計画というところがありまして、そこで大変貴重な勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

事務局

宮島委員、お疲れさまでした。

会長、お願いします。

4番 齊藤学会長

宮島さん、去年に続きまして、私の不手際からありがとうございました。私事ですが、皆さんを代表して賞をもらったということで、本当に皆様ありがとうございました。

(拍手)

事務局

それでは会議に入りますが、その前に資料の確認をさせていただきます。

先日配付させさせていただきました、本日付の総会議案。

机上配付物としまして、農地法の規定による申請について取下願の処理状況。

総会議案の差し替えです。内容につきましては、次第の変更になります。報第32号の令和5年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてを報告する予定でしたが、数値等の確定が現時点でできないという状況が分かりましたので、次回以降の総会にて、改めて御報告させていただきます。

続きまして、配付資料の確認に戻ります。議案に係る別冊航空写真。

協第5号、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について。

報第31号、令和5年度、富士宮市農業委員会事業報告について。それと議第32号、令和6年度富士宮市農業委員会事業計画については、1冊にとじたものになっています。

議第33号、令和6年度最適化活動の目標の設定について。

続きまして、農地改良届け出書の受理状況。農地利用最適化推進会議の資料。新規就農者一覧。農業会議情報。

6月分の活動日報。この日報は次回の7月の総会の際に御記入後、御提出をお願いいたします。

該当地区の委員さんに、農地の苦情あっせんについての地図及び依頼書を置かせていただいております。

最後に、農地利用最適化活動を参考図書になります。

農地の苦情あっせんについての地図以外で、資料が不足している委員さんにおかれましては、挙手をお願いします。

資料の確認は以上となります。よろしくをお願いします。

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は多くの審議案件及び報告事項がありますので、会議時間の短縮に御協力くださるよう、よろしくをお願いします。

会議に入る前に、14番、旭委員が欠席の旨の申し出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について、取下願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 滝口主査

本日配付しました、令和6年5月14日から6年6月9日までの農地法の規定による申請許可について取下願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。令和6年5月20日、農地法第3条許可申請、受付番号第56号で受理しておりましたが、都合により、令和6年5月31日に取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況であります。御質疑があれば質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、5番の佐野守委員、6番の佐野均委員を指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、「会議録署名人」に、5番の佐野守委員、6番の佐野均委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第26号から議第33号です。

初めに、報第26号から報第30号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 滝口主査

令和6年4月21日から令和6年5月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから5ページを御覧ください。

朗読します。

報第26号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が14件提出されました。

続きまして、議案の6ページから7ページを御覧ください。

朗読します。

報第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届け出が受理されました。

続きまして、議案の8ページを御覧ください。

朗読します。

報第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページから15ページを御覧ください。

朗読します。

報第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき、所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、23件の届出を受理しました。

続きまして、議案の16ページを御覧ください。

朗読します。

報第30号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するにあたり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって報第17号から報第30号までは、報告済みといたします。

「議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の17ページを御覧ください。

議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定に

よる許可申請が、次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は、1ページを御覧ください。

申請地は青木で、上野幼稚園の南東に位置する農地です。

受人は宮原にお住まいで、渡人には議案書のとおりです。

売買契約となります。

受人は経営規模拡大を考え、農地を探していたところ、知人から申請地を紹介され申請に至ったものです。

受人はトウモロコシ等を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、1万3,041平方メートルで、稼働人員は4名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は小泉で、村山の神成やまびこ球場の南に位置する農地です。

受人は小泉にお住まいで渡人には議案書のとおりです。

売買契約になります。

受人は新規就農になりますが、近隣の方の畑の耕作などこれまでも手伝いながら当該申請地の隣に住んでいることから管理も任されており、この度所有権を移転し、農地として使用したく申請に及んだものです。

申請地では、梅やビワ、キウイフルーツなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、1,541平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は、3ページを御覧ください。

申請地は、北山で学校給食センターの北に位置する農地です。

受人は小泉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

使用貸借契約になります。

受人は新規就農になりますが渡人とは親子関係にあり、父親名義の土地を借り受けて、農業に携わり地域に根付いた生業として今後生活していきたいと申請に至ったものです。

受人は生姜、トウモロコシ、ブルーベリーなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、3,254平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は、4ページを御覧ください。

申請地は上井出で寿命寺の東に位置する農地です。

受人は上井出にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

使用貸借契約になります。

受人は現在上井出で営農しており今後経営規模拡大を目的として行うものです。

受人は水稲や芋、枝豆、大豆などを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、4,729.38平方メートルで、稼働人員は3名です。

第5項は都合により取り下げとなりました。

第6項及び別冊航空写真は、5ページを御覧ください。

申請地は内房で、橋上地区に位置する農地です。

受人は富士市厚原にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約になります。

受人はこれまで受人が代表を務める法人にて農業経験があり、今回紹介により申請地の畑を紹介されたものですが、既に近隣の宅地を申請人が購入済みであり、ここを拠点として営農するため所有権移転したく申請を行うものです。

受人はサツマイモを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、638平方メートルで、稼働人員は4名です。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち2項、3項及び6項について、担当委員の調査報告をお願いします。

13番。

13番 遠藤光浩委員

2項について報告いたします。

6月6日13時40分、現地集合ということで、事務局、行政書士、受け人と話を聞きました。

農業経験は4年ということで、道路北側に少し家庭菜園みたいな形で、野菜を栽培しておりました。来年の4月から作付をしたいということで、話が進んでいるそうです。

申請書のとおり間違いのないと思いますのでよろしく願いいたします。

議長

18番。

18番 内堀忠雄委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告します。

去る6月6日、富永委員、馬飼野農地利用調整員、事務局とともに、申請地で渡人と会い、話を聞きました。

受人と渡人は親子であり、いずれは実家に戻り農業を生業として生活していきたいと考え、数年前に勤めていた会社を退職し、知人の指導を仰ぎつつ農業経験を積んできました。

申請地には、スイカ、トウモロコシ、生姜、ブルーベリー等が栽培されており、畑として全て耕作されております。

また、農機具は実家のものを使用します。

将来は経営規模を拡大し、JAのファーマーズマーケットへの出荷も検討しております。営農については、地域と協力し慣行栽培を計画しており、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に

問題ありません。

申請書のとおり問題ないものと思われまますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

2番。

2番 近藤千鶴委員

第6項の調査結果について報告いたします。

6月7日午後2時、申請人と事務局2人、鈴木四郎推進委員と私で、現地調査を行いました。

申請地の農地はきちんと管理されており、サツマイモの栽培を目指します。

申請者は富士市の住人ですが、近くに拠点地の家も購入し町内会にも入り、地域の農業及び景観を守りたいとのことで、大変意欲を感じました。またユニバーサル農業を経験しており、障害者雇用にも積極的であり、事務局の説明及び申請どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第26号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第26号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第27号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 滝口主査

議案の19ページを御覧ください。

朗読します。

議第27号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めらる。

第1項及び別冊航空写真は、6ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

申請人は、申請地の南側に居住しておりますが、申請人用及び農作業用の車2台、来客用として1台の計3台の駐車場スペースが不足していることから、申請に及んだものです。

申請地は山梨県との県境近くに立地し、根原分校から北東100mほど離れた小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。申請地近隣で代替性の検討を行っておりますが、代替できる土地はありませんでした。

申請地の北側は申請人の畑、東側は道路と申請人の畑、西と南は宅地ですが、農地との間には見切りを設置し、万が一被害が生じた場合は申請者の責任において解決します。

必要資金についてはシイタケ栽培を行っていたところを現状のまま使用する予定であり、費用計上は予定しておりません。許可後、すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第27号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第27号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

それでは、事務局から議案の朗読をさせます。

事務局 滝口主査

議案の20ページを御覧ください。

朗読します。

議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真は、7ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が使用貸借により権利設定し分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は、現在賃貸住宅に居住しております。本家は製茶業を営んでおり、本家に近い場所に住まいを構え継続して家業をサポートしていくため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地の元筆を分筆した上で、南側及び西側は農地として残る形状としており、転用面積は適切な面積で申請されております。

申請地については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。

1種農地につきましては、原則として転用許可ができませんが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと考えられるため、例外的に許可ができるものと判断しました。

周囲は北と東を道路、南と西は農地に接しておりますが、農地との間に見切りを設置する計画となっております。

また、排水について浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

資金は自己資金及び借入れを予定しており、資金の確保もされております。

許可後すぐに着工する計画です。

第2項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が賃貸借により、駐車場20台に転用しようとするものです。

申請人は現在、申請地北側で医療用精密管の製造業を営んでおり、このたび従業員を増員したことから、駐車場が不足し申請に及んだものです。従業員100人に対して80台の駐車場しか確保できていないため不足を補うもので、転用面積については妥当なものと判断しました。

申請地の周囲は、北及び東を道路、南及び西を雑種地に接しますが、万が一周辺への被害が生じた場合には、自己の責任で解決します。

申請地の間には官有地がありますが、払い下げの手続きを行っており、一体利用することに支障がないことを確認しております。

申請地は、県道富士宮富士公園線から東約200mに位置します。用途地域からおおむね500m以内に立地し、住宅等が連担する区域に近接する区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しました。使用後検討した土地の中で、地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しております。

資金調達については、自己資金を予定しております。

許可後すぐに着工する計画です。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項の案件について、調査を担当しました委員から調査報告をお願いします。

19番。

19番 杉山弘子委員

第1項の件について、6月5日11時30分から、建設会社2名、申請者1名、農業委員2名、事務局1名の計6名で現地調査しました。

申請地は農地が一団でまとまって存在している1種農地に該当しますが、申請目的が住宅であり集落に接続しているため建築は問題ないと判断しました。

建てる方は長男で土木関係の仕事や作業の手伝いを行っていることもあり、実家に近い場所に分家として建てたいということでした。転用する畑の周囲は実家の所有する茶畑があるため、影響のないように宅地との境にブロックで見切りするということでしたので、特に問題ないです。

事務局の説明どおりで問題ないです。審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第28号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第28号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第29号 転用目的・事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局。

事務局 滝口主査

議案の21ページを御覧ください。

朗読します。

議第29号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法の転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真は9ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。

当該申請地は、平成13年に分家住宅建築を目的とした農地転用許可を受けましたが、一身上の都合により建築が困難になったことから、転用目的を農家住宅に変更し転用しようとするものです。当初の許可目的が困難になったことが、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないこと、変更後の転用事業に必要性が認められることから計画変更の問題はないと判断しました。

申請人は、当該申請地に居住しながら父親より譲り受けた農地で、落花生、ジャガイモ等を栽培していく予定です。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

6番 村松 慎一推進委員

この目的がですね、分家住宅と農家住宅とあるわけなんですけど、名前が違うだけですが、どういう内容によってこの目的が変わって、名前が違うのか、その辺はちょっとお願いしたいと思えます。

議長

事務局。

事務局 滝口主査

目的が分家住宅と農家住宅と違いが、そこだけしかないですというようなところでよろしいでしょうか。

6番 村松 慎一推進委員

何が違うているのか。

事務局 滝口主査

当時ですね、お父様の農地のところに息子様が分家として家を建てるよということで許可を受けておりましたが、一身上の都合で、分家という目的での家が建てられなくなってしまったので、今回農家住宅という目的に変更してるんですけれども、兼業ですとか専業で農家としてやりながら、その農地の近くに居住を構えて住むというのが農家住宅になります。分家住宅は本家から見た直系のお子様ですとか家が建てるものです。

農家住宅はその農地の近くにお家を建てて、農地と行き来しやすいように、農業をしやすいように建てるのが農家住宅になります。今回同じ住宅になるんですけれども、分家住宅から農家住宅に変わったというような形になります。

6番 村松 慎一推進委員

使用目的が変わったわけじゃないですね。

事務局 滝口主査

住宅は住宅です。家として住むというのは変わらないですね。

議長

いいですか。

6 番 村松 慎一推進委員

はい、分かりました。

議長

それでは、ほかにありますか。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第 29 号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第 29 号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第 30 号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の 22 ページを御覧ください。

朗読します。

議第 30 号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿等の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第 1 項及び別冊航空写真は 10 ページを御覧ください。

申請地は上稲子で、蓮光寺の北西に位置する農地です。

線引き前には、申請地に自己用住宅が既に建築されており 10 年以上前から宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため非農地として扱って差し支えないと判断しました。都市計画法上は線引き前宅地のため、問題は特にありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について担当委員の調査報告をお願いします。

2 番。

2 番 近藤千鶴委員

第 1 項の調査報告をいたします。

6 月 7 日午後 2 時 45 分、申請人と行政書士、事務局 2 人、鈴木推進委員と私で、現地調査しま

した。

事務局の説明及び申請どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第30号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第30号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第31号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の23ページを御覧ください。

議第31号 富士宮市農地利用集積計画の決定について

令和6年5月27日付け富農第203号で決定を求められた、富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙、農用地利用集積計画案について説明します。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画案の2ページ目、上に農用地の流動化状況と記載があるところを御覧ください。

所有権の移転を受ける者が1人、所有権を移転する者1人。所有権が移転する農用地の面積計4万6,732平方メートルです。

以上で概要の説明を終わります。

それでは、農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の案件のみとなります。

それでは第1項を御覧ください。

申請地は根原で、富士たまごの北に位置する農地になります。

買い主は議案書のとおりで、飼料作物を栽培する計画です。

引き渡しの時期は、令和6年6月28日となっております。

第2項を御覧ください。

申請地は人穴で、富士宮養鶏団地の西に位置する農地になります。

買い主は議案書のとおりで飼料作物を栽培する計画です。

引き渡しの時期は、令和6年6月28日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づ、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第31号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第31号は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、処理することに決定しました。

「協第5号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

本日、机上に配付しております、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと題された議案を御覧ください。

朗読します。

協第5号、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和6年5月31日付け富農第246号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

議案、農用地利用集積等促進計画に関する意見について（依頼）を3枚めくっていただき、富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。

第1項から順に説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し設定期間は10年で新規となります。

移転後経営面積は2万3,581平方メートルになります。

続きまして、第2項及び第3項、第4項、第5項は、同一受人の案件となりますので、一括して説明いたします。

受人は議案書のとおりで使用貸借権設定です。

野菜を栽培し設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は5万4,135平方メートルになります。

第6項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は1,638平方メートルに、この後の最終ページの配分のみ第1項のものを加えて、2,525平方メートルになります。

続きまして、第7項および第8項は同一受人の案件となりますので一括して説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、6,986平方メートルになります。

続きまして第9項及び第10項も同一受人の案件となりますので一括して説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、1万9,711.70平方メートルになります。

第11項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで使用貸借権設定です。

野菜を栽培し設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は6,382.91平方メートルになります。

第12項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで使用貸借権設定です。

茶を栽培し設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は3万6,352.22平方メートルになります。

第13項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

花木を栽培し設定期間は5年で再設定になります。

移転後経営面積は、4万5,469.76平方メートルになります。

続きまして「農地中間管理事業に関わる農用地利用集積等促進計画（配分のみ）について」を御覧ください。

こちらは配分のみ計画となります。

中間管理機構に貸し付けされましたが、その後解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものになります。

第1項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し設定期間は9年1か月となります。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を許します。御質疑ございませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

協第5号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、協第5号は原案のとおり処理することに決定しました。

「報第31号 令和5年度富士宮市農業委員会事業報告について」と、「議第32号 令和6年度富士宮市農業委員会事業計画について」は、関連がありますので一括して審議いたします。

事務局からの議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 保坂次長兼振興係長

別添資料になります。先に報第31号 令和5年度富士宮市農業委員会事業報告書の1ページを御覧ください。

時間の関係上、要点のみ報告させていただきます。

1、農業委員会の構成等

農業委員は19名でございます。続いて、農地利用最適化推進委員は13名でございます。

会長1名、会長職務代理1名となっております。

次の2の事務局です。局長1人、農業政策課長が併任しております。次長1人、振興係長を兼務しております。振興係3人、それと会計年度任用職員1名、合計6名で事務局の運営をしております。

次に、3の決算です。歳出のみとなりますが、一般会計の予算額4,699万円に対して、支出済額が4,627万3,303円となりました。

続いて2ページを御覧ください。

令和5年度の農業委員会総会及び農地利用最適化推進会議の開催状況でございます。

令和5年度は合計で12回開催しました。そのうち報告が71件、議案が70件、それと審議案件については207件となりました。

次に(2)研修会でございますが、これは記載のとおりになりますので御確認をお願いいたします。

次に5ページを御覧ください。

3、農地法第3条許可申請月別処理状況でございます。令和5年度の計は77件で、前年度比で13件の増となりました。

続いて6ページ。

4、農地法第4条、許可申請、月別処理状況でございます。令和5年度は8件ありまして、前年度比で8件の減少となりました。

続いて7ページ。

5、農地法第5条許可申請月別処理状況でございます。令和5年度は60件でありまして、前年度比で21件の増加となりました。

続いて8ページです。

6、農地法第3条の3第1項の届出書受理月別処理状況でございます。令和5年度は49件で、前年度比で11件の増となりました。

次に9ページです。

7、農地法第4条届出月別処理状況でございます。令和5年度につきましては34件で、前年と同数でございます。

次に10ページ。

農地法第5条届出月別処理状況でございます。令和5年度につきましては127件で、前年度比で32件の減少でありました。

続いて11ページです。

非農地証明申請月別処理状況でございます。令和5年度につきましては20件で、前年度比で21件の減少となりました。

次に12ページです。

用途別の農地転用状況です。まず住宅ですが、令和5年度は計96件です。前年度比で19件の減少でございます。次に、宅地分譲につきましては42件で前年度比7件の減少です。

続きまして植林です。3件で、前年比で10件の減少となりました。その他、108件で、前年比で4件の減少です。合計で249件、前年度比で40件の減少となりました。

続きまして、13ページです。

農地法第18条の規定による許可及び通知の月別処理状況でございます。令和5年度、合計で10件になりました。前年度比で7件の減少です。

続きまして14ページです。

事業計画変更申請・届出月別処理状況でございます。令和5年度につきましては9件で、前年度比で1件の増となりました。

続きまして15ページです。

農地関係証明交付状況についてですが、令和5年度は5件、転用事業の証明については3件の減少となりました。次に耕作証明については、28件で、6件の減少となりました。諸証明については62件で、18件の減少です。合計で95件、前年度比で27件の減少となりました。

続きまして16ページです。

国有農地等及び開拓財産の処理状況です。

①の国有農地についての嘱託登記はゼロヘクタールとなりました。2の状況であります。農地が36件、面積にしますと、1万1,980平方メートルになります。

次に、②の開拓財産の状況ですが、農地につきましては13地区で面積369.5535ヘクタールになりました。

続きまして17ページです。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の状況になります。

利用権設定の面積になりますが、合計で64万8,249件です。その内訳は次の列のとおりになりますので、御確認ください。もう1つの列については、所有権移転面積になります。合計で6万9,627平方メートルになりました。

続きまして18ページです。

農地の贈与税・相続相続税納税猶予適格者証明願の処理状況です。本年度は相続税納税猶予は4件ありました。

次に17番の農業者年金受託業務の処理状況になります。令和5年度については、加入者が合計で47名、受給者については154名となりました。

最後に19ページの遊休農地の処理状況であります。令和5年度につきましては、1号遊休農地111.6ヘクタールになりました。あと非農地化については、23.7ヘクタールです。次の解消目標・実績につきましては、5年度は6.2ヘクタールとなりました。

この表については、令和3年度から荒廃農地の区分が変わってきましたので、それに合わせた形で表を作り直させていただきました。よろしく申し上げます。

次に、議第32号 令和6年度富士宮市農業委員会事業計画書について説明いたします。

まず1ページ目です。

6年度の事業計画ですが、これは朗読をさせていただきます。

1、事業方針

農業・農村を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加の中で、持続可能な農業経営の確立や農地の集積・集約化、新規参入の促進等による新たな担い手の確保・育成が急務となっている。

一方、国際的な紛争による世界情勢により、食糧需給の変化、生産資材の高騰、生産人口の減少による労働力不足などの様々な問題が発生し、食料の安定供給は危機的な状況に置かれており、食料の安全保障は大きな課題となっている。

こうした中、農林水産省では、「食料・農業・農村基本法」を改正し、食料の安全保障・安定供給、農業・農村の持続的な発展、環境負荷の軽減や多面的機能の発展などを進めることとしている。中でも、農業の持続的発展において、「農地の確保と適正・有効利用」や、「多様な農業人材の育成・確保」については、農業委員会の果たす役割が大きくなっている。

また、農業委員会は、改正・農業経営基盤強化促進法に基づき令和6年度末までに策定する「地域計画」の根幹となる10年後の農業を担う者ごとに利用する。農地を地図に示した「目標地図」の素案の作成を、農業者や関係機関・団体等地域関係者とともに精力的に進めていこうということとなる。

こうしたことから、農業委員会では、市、県、農地中間管理機構、農協等の関係機関と定期的に実務上の課題等について意見交換を行うとともに、連携を強化し、農地利用の最適化の推進を図っていく。さらに、日常業務が増大し、期限を定められた業務遂行と、適正な実施に加え、政策が期待する成果まで求められている農業委員会の業務が円滑に進むことを考慮していく。これらのことを踏まえ、令和6年度の重点事項を次のとおりとする。

2ページをお願いします。

- 1、農地利用の最適化に向けた取り組みの強化
- 2、農地法等の法令に基づく事項の適切な対応
- 3、農地台帳の精度向上並びに農業委員会サポートシステムへの移行と準備
- 4、農業経営の基盤強化に向けた支援
- 5、関係機関との連携・情報の共有化

以上の事を重点項目とさせていただきます。

次に3ページに移ります。

事業計画の1です。

1、会議の開催

(1) 総会、(2) 農地利用最適化推進会議、(3) その他の会議を行います。

2、事業の推進ですが、先ほどの重点項目を簡単に説明して、まとめとなっておりますので御確認をお願いいたします。

次に5ページの令和6年度当初予算の概要についてです。

1、歳入であります。4,847万2,000円です。内訳は手数料、補助金、交付金、受託収入金、雑収入。不足分は市の一般財源から賄います。

2の歳出です。歳入同様4,847万2,000円です。内訳は報酬、職員給料等、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金となっております。それぞれの予算額については、御確認ください。

説明は以上となります。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

2番。

2番 近藤千鶴委員

御説明ありがとうございました。この数字を根拠に令和4年度と令和5年度の富士宮市の特徴、課題なんかはここでちょっと見えてきたんですけど。令和5年度は令和4年度とどのような違いがあったのか、そのようなことを、これから読み取れることを農業委員会で御説明していただきたいなと思っております。

事務局 保坂次長兼振興係長

事業報告書からですけれども、大きく変わることはあまりないのですが、やはり農地転用、最近では太陽光発電設備ですね、そういったものの農地転用が多くなってきたなというのは感じております。また、農地転用と称した盛り土等が見受けられますので、そういったものは適切に指導していくというようなことを考えております。

あとですね、最後の荒廃農地についてですけれども、これはもう永遠の課題ということになりますが、地道に農地を復元させるような指導をしていきたいというふうに考えております。雑駁ですけど、これで終わります。

事務局 野毛 裕紀子事務局長

昨年度に農地法の下限面積がなくなりまして、新規就農の相談がかなり増えました。今までは3反分耕作とか、1反分以上持ってないとだめですよっていう話だったんですが、1反分以下の方も所有権移転したりとかっていう話が出てきましたので、これからも狭小農地を借りたいとか、買いたい方が、多分これから増えてくると思いますので、農業委員の皆様にもそんなお話がありましたら、ぜひ事務局の方にも話を持ってきていただきまして紹介していただきたいと感じております。

あともう1つ、転用自体が届出とか大分減ってきてはいるんですけども、業者が今先ほど次長

がおっしゃったように、ソーラーをしたいっていう方の農地の紹介というのが、かなりたくさん来てまして、昨年までは農地の照会を事務局の職員が、ここは1種農地とか2種農地という回答はさせていただいたんですが、今年度から何のためにその農地の照会をしたいかというのを、理由を書いていただきまして、そうしますとソーラーの会社とかが調べたいというのが、やっぱ多くなってきてますので、その辺がちょっと懸念する材料かなとは感じております。

以上です。

2番 近藤千鶴委員

分かりました。太陽光発電のそういう問い合わせとか、またそれが転用が多いということですので、今、日本中を見ますと、九州でも仙台でも数が多くなってしまったり、また導線が盗まれてしまったりと、そして台風で飛んでしまったりとか、いろいろちょっと問題が起きていますので、富士宮市としてもですね、この太陽光発電はこれ再生可能エネルギーが大変必要だということは分かっているんですが、農業委員会の役割が大変大きいと書いてありますので、そのようなときと場合によって、いろんな柔軟に説明とか勉強会なんかもできたら開いていただくとありがたいかなと思いますけれども、一応要望でございます。

それと、職員の数が、この仕事量からいってね、かなりきつくて大変ではないかなと大変心配してるんですけど、本当ですよ。こんなに農業のことが、これから一番大事なことになるのに、どんどん職員が減らされて、これは全国的な動きなんですけど、減らされちゃっているものですから、そこもしっかりと要望できるものは農業委員としても要望していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ほかに。

それでは農業委員による採決をします。

報第31号は報告済みとし、議第32号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第32号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第33号 令和6年度最適化活動の目標設定についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 保坂次長兼振興係長

別添の資料の議第33号 令和6年度最適化活動の目標の設定についてを御覧ください。

1枚めくっていただいて、1ページを御覧ください。

令和6年度の最適化活動の目標の設定について説明します。

農業委員会の状況ですが、令和6年4月1日現在で農業委員委員数は19名です。農地利用最適化最適化推進委員は13名であります。

次に農家・農地等の概要になります。

総農家数は2,193、農業経営体数は868です。基幹的農業従事者については、1,026人となっております。

耕地面積については、田が833、畑が2,090です。合計が2,920になっておりますが、このあたりの数字は、富士農林からいただいた数字であって、1の位は切り捨てをされているとのことです。

次の2ページに行ってください。

最適化活動の成果目標になります。

(1)の現状であります。管内の農地面積は、2,920ヘクタールです。これまでの集積面積は863ヘクタールになって、集積率は29.6%でございます。

②の今年度の目標になります。今年度の新規集積面積については、210ヘクタールを計上しております。この計算については、管内の農地面積の80%を、令和6年から令和12年の7年間で割った数字で算出しております。

次に遊休農地の解消になります。現状ですが、1号遊休農地については、112ヘクタールになっております。

②の目標ですが、今年度は11ヘクタールとなっております。これは令和3年度の利用状況における緑区分の有機農地の面積を5分の1にした数字となっております。これは固定値になります。

下段のイの新規発生遊休農地の解消についてですが、これ前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積が6.6増加しておりますが、毎年5ヘクタールを計上しておりますので、これも固定値となります。

続きまして新規参入の促進です。現状については、令和3年は17経営体、令和4年度は21経営体、令和5年度については52経営体となっております。

目標については、権利移転の面積がそれぞれ令和3年が141、令和4年が119、令和5年が84と、合計の平均が115ヘクタールとなっております。これも固定値なんです。そのうちの1割を計上することになっておりますので、目標は11.5ヘクタールとなっております。

次に、2、最適化活動の活動目標についてです。

1の推進委員が最適化活動を行う日数に目標についてですが、1人当たりの活動日数については月6日を計上しております。これは報酬の面で最低のラインの数値となりますので、6日を計上しております。

次の（２）活動強化月間の設定目標です。本年度は３回を予定しております。内容は記載のとおりですので、御確認をお願いします。

次に（３）新規参入相談会への参加目標ということで、１回を予定しております。時期は１１月、農業祭において、農地相談コーナーを設置したいと考えております。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第３３号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第３３号は原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、農地改良届出書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

別添にございます、農地改良届出書の受理状況について、御説明させていただきます。

本日配付いたしました受理状況及び裏面の航空写真を御覧ください。

先月農地改良届出書の提出が１件ございました。届出人所在地については、受理状況のとおりです。第１項農地について、段差となっているため解消するとともに土壌を改良したいため、令和６年５月１０日受付で届出された案件となります。完了後は農地として落花生や生姜、トウモロコシを栽培する計画となっております。

本件は、その規模から県の盛土条例の対象案件となり、令和５年９月５日に調整池兼沈砂池を作ることを条件として、県盛土対策課より許可が出されております。このために、届出前に隣接地の山林を含む調整池、沈砂池の造成工事が着工されたことを事務局で補足し、農地に関する手続がとられていなかったことから取るよう指導することによって提出されたものとなります。工期は令和５年９月１１日から令和７年３月３１日までの予定となります。

搬入される土は、碎石選別残土及び岩石の採取表土となります。土地の表土については、赤土と土壌改良資材となる軽石を用いるとのこと。被害防除措置として、盛り土は３０センチメートル層ごとに転圧を行い、乗り方にも十分な電圧をかけ、全ての法面に排水Ｕ字溝を設置して、調整

池、沈砂池へ導く予定となっています。また盛尻には、巨石1段積みによる土留工を行い土砂の流出を防ぐとの内容になっております。

説明は以上となります。

議長

事務局から報告がありました但質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

2番。

2番 近藤千鶴委員

分かりました。今ですね、盛土のことが、結構県でも問題になっていますよね。県会議でも、特別委員会なんかを設けられているんですが。この監視体制とか、ましてや土質とか水質とかの検査を求められてると思うんですけど。この監視体制というのは、どうなっているんでしょうか。どのように聞いていますでしょうか。

事務局 池田主査

盛り土に関する監視体制については、管理課のほうで主管課となっております。ただですね、違法の盛り土、何の取手も取らず盛り土がなされていたり、あるいは既に規模を超えて土が搬入してしまっているというところ、こういったところをパトロールするよということで、庁内各課を集めて合同パトロールを2か月に一度開催をしております。

市内全域を見回りまして、既に把握されている案件がどうなっているか、また違法盛り土がないかどうかというのをパトロールしているという状況でございます。

また、2か月に一度ということなんですが、その間にあるひと月については、各課農業委員会もそうなんですが、事務局の職員が市内を見回っていて、現地がどうなっているのかほかに盛り土等がないかといったことを監視しているような状況でございます。

説明は以上です。

2番 近藤千鶴委員

この近所はですね、西小学校があるんですよね。あの辺に行きますとね、何に使われてるのかなとおかしいような土地ばかりが、ちょっと目につくものですから。ここの監視体制というのは、やはり全庁を上げて、やっていただきたいなって思いますので、ぜひ管理課のほうにもしっかりとお願いいたします。

議長

ほかにありますか。

9番 近藤雅隆委員

この盛り土の関係ないのですけれども、例えば何立米ぐらい、大型ダンプで何台ぐらい通るかということから始まって、そこら辺を把握していただいて決め回りしていただきたいと思います。内

容を要するに残土から始まってくる可能性もあると思います。

また、西小学校の近くということは、どっから入ってくるのかなというようなことは、僕はここ
の近くじゃないから分かんないんですけど、そういう通行とか、大型のダンプが通るっていうよう
なことになると、小学校の通学路っていうこともあったりなんかするものですから、そこら辺をし
っかり見ていただきたいなど、監視という言い方は申し訳ないですけどお願いしたいなと思います。

盛り土の関係、上の方でもたくさんあるものですからね、そこら辺でね、ちょっと怖いなという
ような気がします。県外ナンバーの車から始まってというようなことも多々ありますので、そこら
辺は気をつけて各課の関係があると思いますけど、協力しながらしっかり監視していただきたいな
と思いますけど、よろしくをお願いします。

議長

事務局。

事務局 池田主査

近藤委員ありがとうございます。

違法盛り土であるとかを発見するのに対してなのですけれども、地元の皆様方の監視じゃないで
すけれども、こういったことあって、変なダンプが入ってるよみみたいなことがありましたら、また
事務局であるとか、管理課のほうにも御報告いただけますとありがたいです。そういったものがで
すね、チェックになったりとか、指導になったりとかっていうことにつながっていきますので、よ
ろしく願いいたします。

議長

ほかにありますか。

なければ報告済みといたします。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は7月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和6年6月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時15分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

5 番

会議録署名人

6 番